

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	波積地区 反坂・本郷・二川集落	令和3年3月24日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	17.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	16.6ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0ha
(備考)	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>令和2年1月に実施した「集落の農業の将来に関するアンケート調査(n=42)(以下、アンケートという。)」によれば、75歳以上は26%、70歳以上は全体の31%に上る。 また、当集落では全ての農地を集落内農業者で耕作しており、今後、新たな担い手の確保に併せ、担い手への農地集積・集約化等が喫緊の課題となっている。</p>

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

<p>当集落において、基盤整備事業の実施を検討中であり、その方針決定により、当集落内での営農組織の立ち上げや法人化、新たな中心経営体(担い手)の確保に向けた交渉を行っていく。</p>

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

アンケート調査によれば、52%の割合で、集落外から人材を確保する必要があると回答している。現状、当集落では地区内の耕作者が協力し合い、自分の土地以外の農地も耕作し維持・保全を行っているが、アンケート回答者の高齢化率が62%、農業の後継者の目途がついていない割合が69%の現状を考慮すると、集落内外から人材を確保する取組が必要となっている。

■基盤整備の取組方針

アンケート調査によれば、52%の割合で、ほ場整備等の基盤整備は必要と回答している。当集落では、ほ場整備(反坂集落5.0ha、S61～S63、波積本郷19.8haの一部、S57～H1)が実施済みである。一方で、当集落では法勾配が急であり草刈り等の管理が困難であることや、農道が狭く営農活動に支障が生じている。当集落では、これらの改善に向けて、行政と基盤整備事業の実施に向けて検討を進めていく。

■新規・特産化作物の取組方針

当集落は、水稲を中心に、大豆、野菜(産直向け)、花きの作物が生産されている。水稲を作付けしている耕作者においては、現状維持が50%、拡大が3%、縮小が28%となっている。水稲経営では生業とするのは困難であり、高収益作物の導入や、当集落にあった施設栽培への取組が必要との意見があった。このため、こうした作物の導入に向け、基盤整備と一体的に検討していく必要がある。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

アンケート調査によれば、「集落全体を囲う防護柵を設置し、鳥獣の侵入防止を図る」の回答が最も多かった。当集落では、全体を囲う防護柵は設置されているものの、イノシシ、サル、ヌートリアの被害が増加しており、特に近年は河川からのイノシシの侵入による被害が拡大している。またカモやシラサギなどの鳥類による田植え後の苗の踏み付けによる荒れが増えてきている。このため、個別に防護柵を設置していくことや、鳥類被害の対策を検討していくことが必要である。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケート調査によれば、「近隣の担い手(集落営農組織等)と協力し、集落の農地を守っていく」が40%、「既存の担い手に農地を集積し、集落の農地を守っていく」が21%、「自分たちの力で集落営農組織の設立等を進めていく」が15%という回答結果となっている。当集落は、現状、基盤整備方針の決定が喫緊の課題となっており、その結果により、集落営農組織の立ち上げや、担い手への交渉といった取組方針を改めて検討していく。

■その他の取組方針

日本型直払制度(中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金)等の補助制度を有効に活用しながら、担い手への農地集積や営農環境の保全を図っていく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	該当なし					
計	経営体		0.0 ha		0.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。